

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2022 年 6 月 29 日

尼崎市長 殿

提出者

住所 尼崎市南塚口町六丁目10番73号

氏名 神東塗料株式会社 尼崎事業所
事業所長 上鶴 茂喜

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6429-6211



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	神東塗料株式会社 尼崎事業所
事業場の所在地	尼崎市南塚口町六丁目10番73号
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	1644 塗料製造業
②事業の規模	製品出荷額 445,700万円(令和3年度実績)
③従業員数	244人(令和4年4月1日時点)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	(別紙1)、(別紙2)の通り

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

(別紙3)の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油
	排出量	169 t
	(これまでに実施した取組) ・ 廃油(廃溶剤)は有価物として売却、売却先にて再生しリサイクルしている。	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油 7411 廃PCB等
	排出量	170 t 1.5 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 廃油(廃溶剤)は有価物として売却、売却先にて再生しリサイクルしている。 ・ 引火性廃油の処理委託量は、通常の一昨年実績並みとする。 ・ 保管の低濃度PCBトランスについて、計画的に処理を進める。	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 廃油(廃塗料)と廃油(廃溶剤)を分別して保管し、廃棄物、有価物として適切に処理している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 同上

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t
	(これまでに実施した取組) 特になし	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t
	(今後実施する予定の取組) 特になし	

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0 t
(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t
(今後実施する予定の取組) 特になし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t
	(これまでに実施した取組) 特になし	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t
	(今後実施する予定の取組) 特になし	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油
	全処理委託量	169 t
	優良認定処理業者への処理委託量	169 t
	再生利用業者への処理委託量	4 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t
	(これまでに実施した取組) ・ 廃油(廃溶剤)は有価物として売却、売却先にて再生しリサイクルしている。	

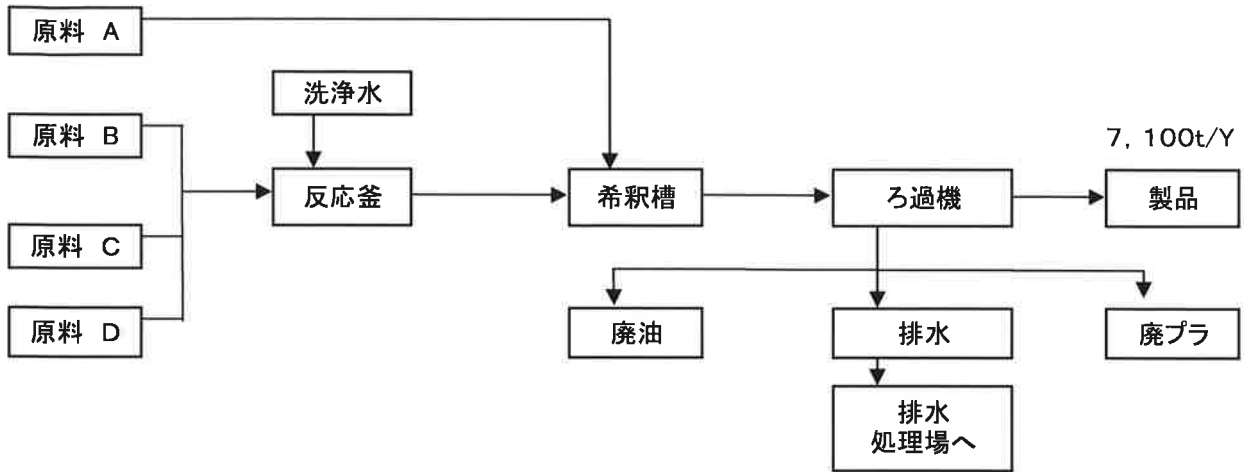
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7411 廃PCB等
	全処理委託量	170 t	1.5 t
	優良認定処理業者への処理委託量	170 t	1.5 t
	再生利用業者への処理委託量	5 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引火性廃油の処理委託量は、通常の一昨年実績並みとする。廃油(廃溶剤)については、可能な限り再生回収を継続する。 ・保管の低濃度PCBトランスについて、計画的に処理を進める。 		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和3年度実績）		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ホリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	169	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>令和2年度より、全ての産業廃棄物について、電子マニフェストを実施している。</p>		
※事務処理欄			

(第6面)

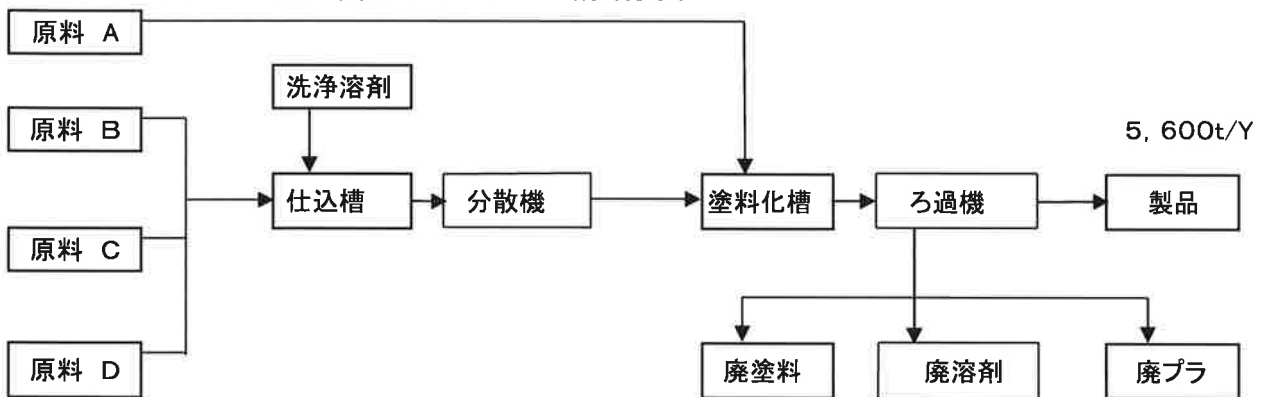
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

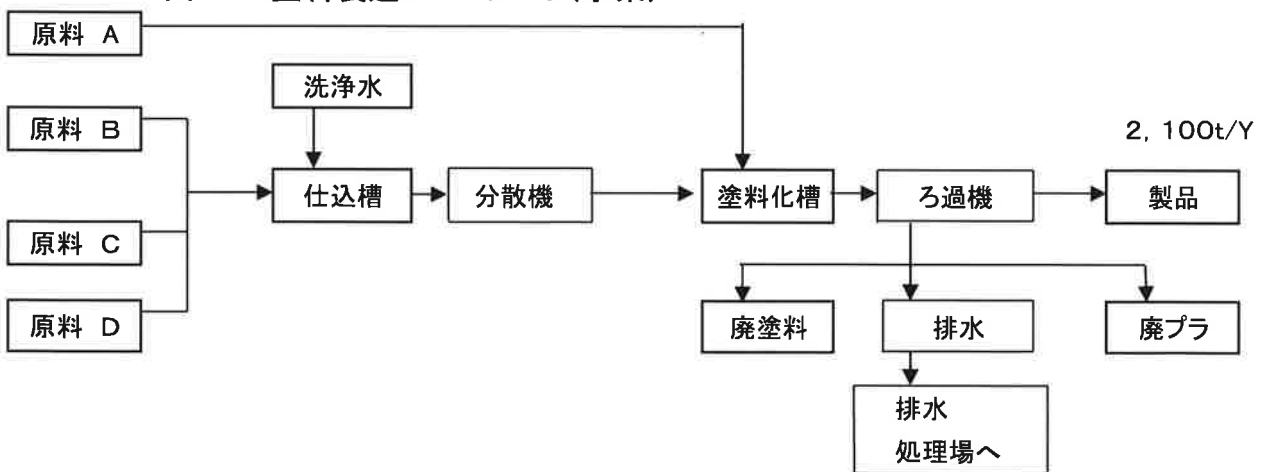
図一1 塗料用合成樹脂製造フローシート



図一2 塗料製造フローシート(溶剤系)



図一3 塗料製造フローシート(水系)



図一4 医薬部外品製造フローシート

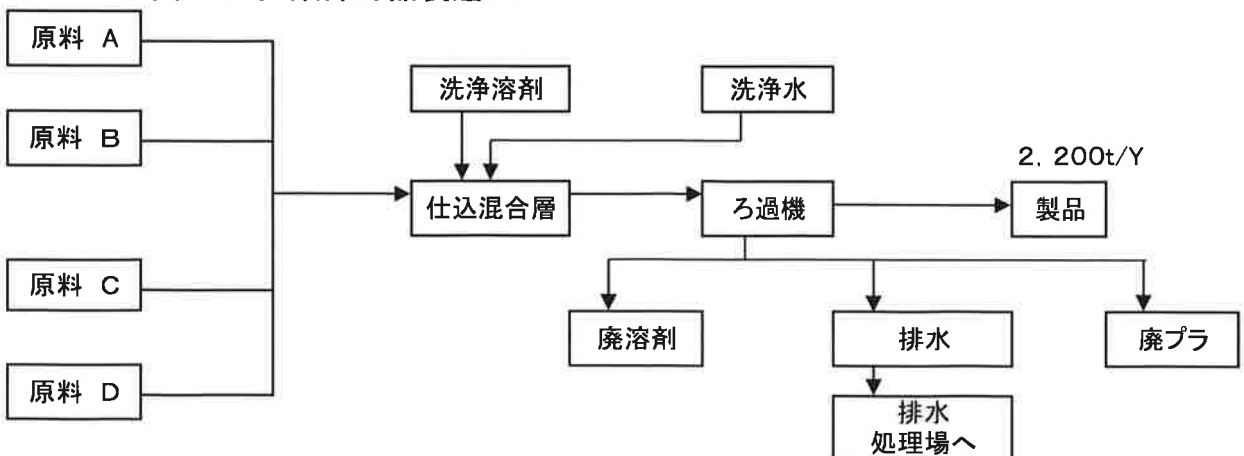
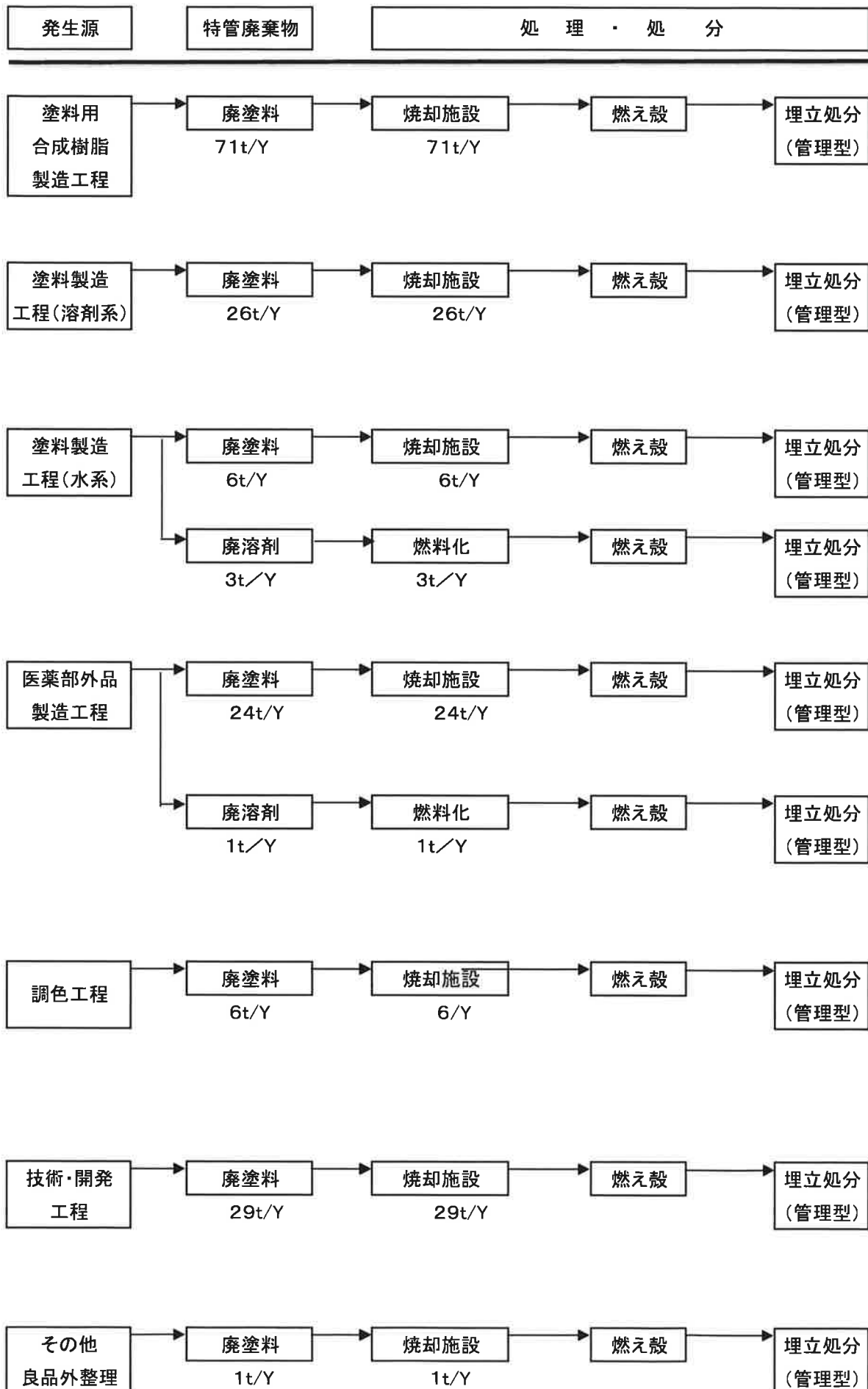


図-5 廃棄物処理フローシート



○責任者及び管理組織

統括責任者	尼崎事業所 事業所長 上鶴 茂喜
廃棄物担当	環境業務課 課長 組織人数 5人
役割	事業所環境管理委員会 ○廃棄物処理に関する検討 幅広い視野と長期的展望に立った、廃棄物の資源化・減量化及び適正処理について検討し、処理計画等を策定する。 ・委員長 — 事業所長 ・委員 — 関連部門課長 ・事務局 — 環境業務課
	廃棄物処理統括責任者 ○廃棄物処理方法の策定 ○事業所の廃棄物管理規定の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理責任者 ○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の把握 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理(電子マニフェスト) ○監督官庁への各種報告 ○従業員、関連会社に対する教育・啓蒙 ○その他に関する事項
	各部門の責任者 ○廃棄物の分別、保管及び職場環境の保全 ○資源化・減量化のための部下の教育指導

